

第 72 回全国植樹祭大会ポスター原画および

令和2年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領

1 趣旨

令和3年春、滋賀県で開催される「第72回全国植樹祭」は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深める国土緑化運動の中心的行事であり、本県での開催は昭和50年以来で2回目となります。

第72回全国植樹祭の開催を広くアピールし、開催に向けて機運が高まるような大会ポスター原画を募集します。

また、併せて、植樹および森林・樹木の保護・保育の助長並びに県民の緑化意識の向上を図るため、国土緑化運動・育樹運動ポスター原画を募集します。

2 主催

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会、公益社団法人国土緑化推進機構

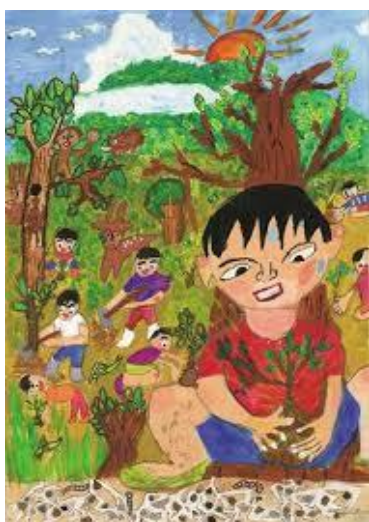
3 原画の内容、規格

- (1) 図柄は自由としますが、第72回全国植樹祭の開催理念や、国土緑化の意を表し、特に植樹および森林・樹木の保護・保育または環境緑化意識の高揚を強調したものとします。

○第72回全国植樹祭開催理念

私たちは、ふるさと滋賀の地域特性である「森―川―里―湖」のつながりと、いにしえより培われてきた「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のかかわりを再確認し、将来を見据えながら森林を守り、活かし、これらの取組を支えることで、碧（あお）く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を、次の世代、その次の世代へと持続的につないでいきます。

過去の全国植樹祭ポスター原画作品例



令和2年度 島根県大会



令和元年度 愛知県大会



平成30年度 福島県大会

- (2) 創作に限ります。

- (3) 画材はクレヨン・パステル・アクリル・水彩用絵の具とし(貼り絵を含む。)、油絵の具は用いないください。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真(サイズは原画の2分

- の1以上)を添付してください。
- (4) 原画には文字を挿入しないでください。
- (5) 使用する用紙は画用紙(ケント紙を含む。)又は紙製ボードで、サイズはB3判(縦51cm・横36cm)を原則(ただし、特別な理由があれば、四つ切(縦54.5cm、横39.4cm)でも可)とし、縦画(たて長)としてください。なお、パネルは用いないでください。
- (6) 応募は一人一作品までです。
- (7) 応募作品ごとに「別紙(様式2)応募票」を記入の上、裏面に貼付してください。
また、学校で取りまとめて応募される場合は、「別紙(様式1)応募者一覧表」を記入の上、添付してください。

4 応募資格

滋賀県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童・生徒

5 提出

- (1) 学校単位でのご応募、個人でのご応募にかかわらず、令和元年9月10日(火)(必着)までに下記送付先に提出ください。
- 送付先 〒520-0807 滋賀県大津市松本1-2-1(滋賀県大津合同庁舎6階)
第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局(滋賀県全国植樹祭推進室内)
電話：077-528-3970
- (2) いずれの場合も、全国植樹祭ポスター原画、国土緑化運動・育樹運動原画の各原画に区分して提出する必要はありません。

6 表彰

(1) 表彰

表 彰	部 門	表彰点数	内 容
最優秀賞	小・中・高	全部門から1点	賞状 副賞(図書カード1万円)
優秀賞	小・中・高	最優秀賞の選出部門以外から各1点	賞状 副賞(図書カード5千円)
入 選	小・中・高	各1点 計3点	賞状 副賞(図書カード3千円)
準入選	小	4点以内	賞状 副賞(図書カード1千円)
	中・高	各2点以内	
	最優秀賞の選出部門から追加	1点以内	
		計9点以内	

※特別支援学校等の児童・生徒の作品は学年に応じた小・中・高の各部門にて審査いたします。

※審査要領は、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局において定めます。

ア 第72回全国植樹祭大会ポスター原画

最優秀賞の受賞作品を第72回全国植樹祭大会ポスター原画として採用します。

イ 令和2年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画

優秀賞、入選、準入選の受賞候補作品を令和2年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画滋賀県推薦作品として、公益社団法人国土緑化推進機構の中央審査(全国コンクール)に提出します。

- (2) 審査結果は関係学校へ通知するほか、ホームページ等で学校名、学年、氏名を公表します。
- (3) 入賞者は第72回全国植樹祭実行委員会が主催するイベント等で表彰式を行う予定です。

- (4) 最優秀賞受賞者は第72回全国植樹祭の式典で感謝状が贈呈されます。

7 参加賞

作品を御応募いただいた方全員に参加賞を贈呈いたします。

8 第72回全国植樹祭大会ポスター原画に採用された作品の取扱い

- (1) 第72回全国植樹祭の周知および緑化意識の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがあります。また、必要に応じ修正を加えることがあります。
- (2) 著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、すべて第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会に帰属するものとします。また、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会の解散後の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、すべて滋賀県に帰属するものとします。

9 令和2年用国土緑化運動・育樹運動ポスターの中央審査等

- (1) 中央審査による特選、準特選又は入選作品には賞が贈られます。特選作品のうちから令和2年用の国土緑化運動・育樹運動ポスター原画として各1点が採用されることとなります。なお、中央審査入選作品は、緑化意識の普及を図るため、ポスター以外にも使用されることがあります。
- (2) 中央審査入選作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、すべて公益社団法人国土緑化推進機構に帰属するものとします。
- (3) 滋賀県推薦作品のうち中央審査で入選作品とならなかった作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局に帰属するものとします。また、必要に応じ修正を加えることがあります。
- (4) 緑化推進運動・育樹運動ポスター原画コンクールでの入選は、大会ポスター原画にかかる上記表に掲げる賞のうち、最優秀賞以外の受賞を妨げるものではありません。

10 その他

- (1) 応募作品は、原則返却いたしません。
- (2) 応募者は応募作品について、著作者人格権は行使できません。
- (3) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、入賞者への通知・表彰、第72回全国植樹祭開催の周知や植樹および森林・樹木の保護・保育の助長ならびに県民の緑化意識の啓発以外の目的で使用することはありません。

11 お問い合わせ

〒520-0807 大津市松本1-2-1（滋賀県大津合同庁舎6階）

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局（滋賀県全国植樹祭推進室内）

担当 総務企画係 南出

電話 077-528-3970

FAX 077-528-4891